

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第8回）
ヒアリング資料

2008年9月26日
JSAT株式会社

スカパーJSATグループ組織の概要



持株会社

株式会社スカパーJSATホールディングス

会社名 株式会社スカパーJSATホールディングス
 設立 2007年4月2日（同日 東京証券取引所 市場第1部 上場）
 資本金 100億円
 連結売上高 1,214億円（2008年3月期）
 主要株主 伊藤忠商事、ソニー・放送メディア、フジテレビジョン、NTTコミュニケーションズ、住友商事、日本テレビ放送網、他

事業会社

JSAT株式会社
(株式保有比率:100.0%)

宇宙通信株式会社
(株式保有比率:97%)

株式会社スカパーフェクト・コミュニケーションズ
(株式保有比率:100.0%)

事業会社3社が合併し、
2008年10月1日に
スカパーJSAT株式会社が設立予定

子会社群

 株式会社衛星ネットワーク (株式保有比率:92.0%)	 株式会社オブキャスト (株式保有比率:100.0%)	 株式会社オブキャスト・マーケティング (株式保有比率:51.0%)	 株式会社ケーブルテレビ足立 (株式保有比率:77.3%)	 株式会社サムライテレビ (株式保有比率:100.0%)	 株式会社スカパー・ウェルシンク (株式保有比率:100.0%)	 株式会社スカパー・マーケティング (株式保有比率:100.0%)
 株式会社スカパー・モバイル (株式保有比率:51.0%)	 株式会社データネットワークセンター (株式保有比率:51.0%)	 株式会社スカパー・ブロードキャストینگ (株式保有比率:100.0%)	 マルチチャンネルエンターテイメント株式会社 (株式保有比率:100.0%)	 株式会社eTEN (株式保有比率:100.0%)	 JSAT International Inc. (株式保有比率:100.0%)	 Horizons Satellite Holdings LLC (株式保有比率:50.0%)

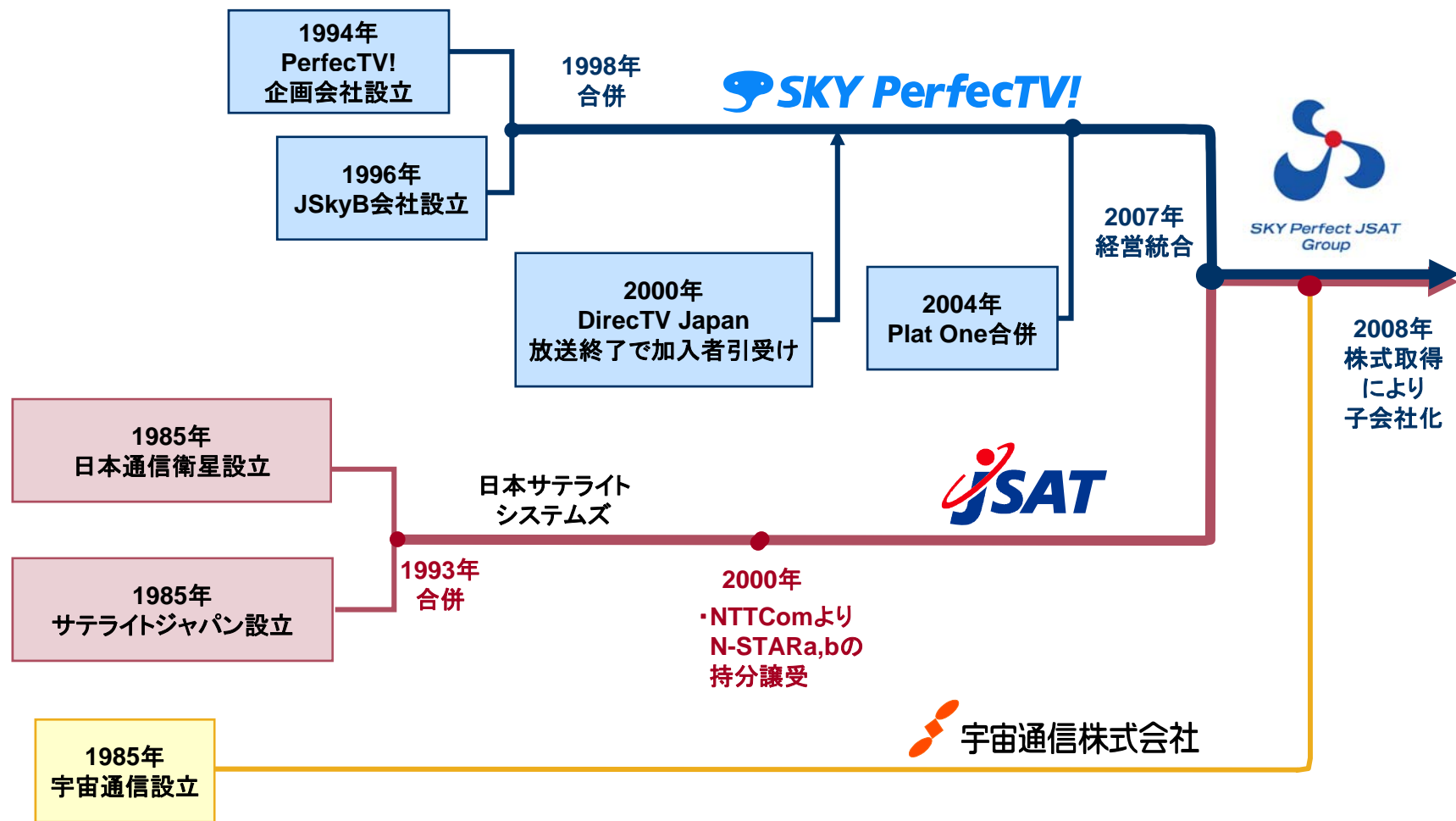
JSAT株式会社



資本金	537億6,957万円
連結営業収益	392億6,600万円(2008年3月期)
代表取締役 執行役員社長	秋山政徳
従業員数(単体)	212人(2008年3月末現在)

通信衛星を保有・運用して、電気通信サービス及び
受託放送サービスを提供

スカパーJSATグループ沿革



衛星フリート体制の概要

2008年8月15日

・Superbird-7 (C2)

現在、宇宙通信が保有する「Superbird-C」の後継機

2009年

・Intelsat-15

インテルサット社が打ち上げる衛星の区分所有

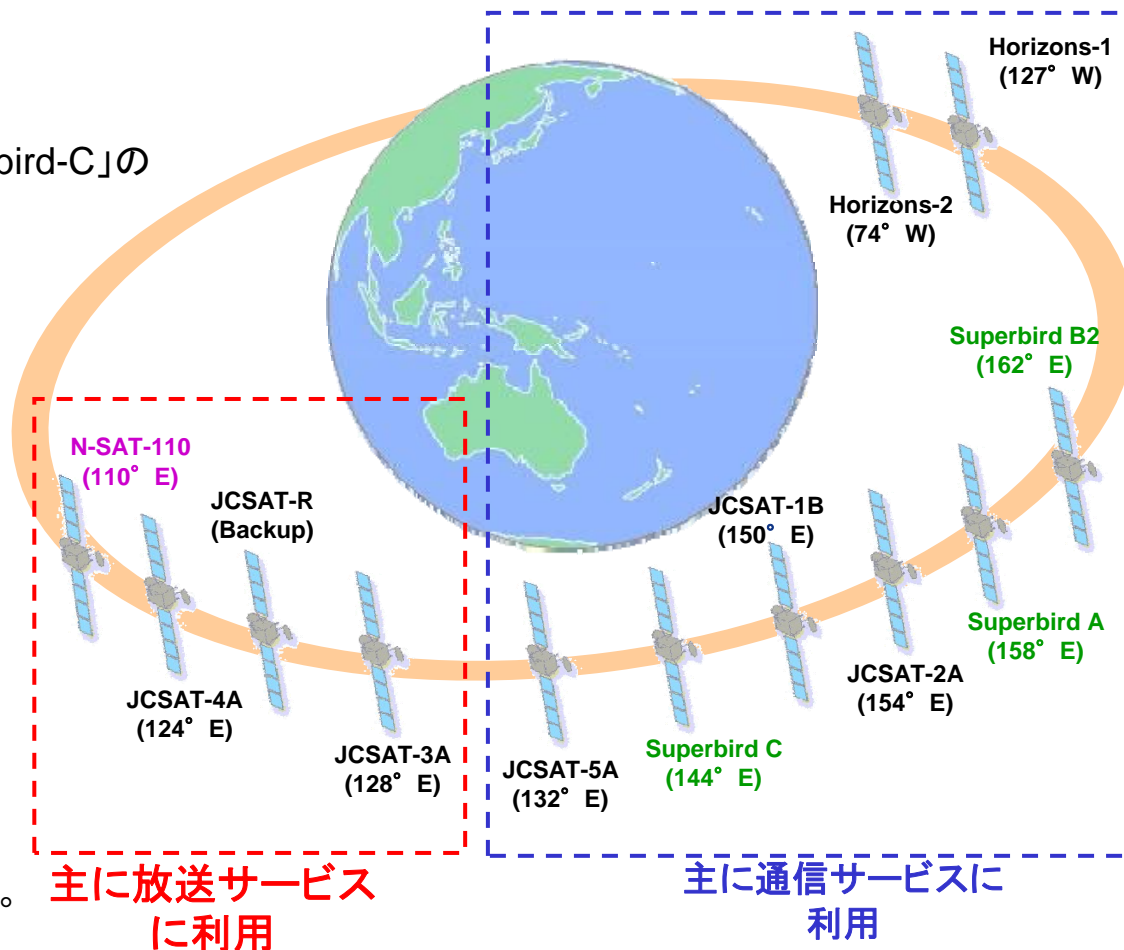
・JCSAT-12

現在、JSATが保有する「JCSAT-R」の後継機

2011年

・JCSAT-110R

(BS/CSハイブリッド衛星)
(株)放送衛星システムとの共同衛星。
現在、JSATと宇宙通信が共同保有する「N-SAT-110」の予備衛星機能を搭載。



1. 新しい電波利用手続きの導入
 - ① 短期間の審査で利用可能となる電波利用手続きの導入
 - ② 新技術を迅速に導入可能とする電波利用手続きの導入
2. 電波利用手続きの簡素化
衛星通信の柔軟性・機動性などを一層確保できる
制度の導入
3. 通信と放送の区分のない無線局免許の導入
4. 受託放送業務と委託放送業務(電気通信業務と電気通信役務利用放送業務)の兼業

1. ① 短期間の審査で利用可能となる電波利用 手続きの導入



- 利用期間の限定や他の無線局へ干渉を与えないことなどを条件に、短期間の審査で、無線局の利用開始が可能となる電波利用手続きの導入を希望する。

(現状) 申請から免許取得までに数ヶ月を要する場合がある。

例えば、海外から日本に持ち込まれる可搬地球局について、利用期間を1ヶ月間に限定して、短期間の審査で無線局免許を付与する。

諸外国での導入例

➤ 米国:

連邦通信委員会(FCC)が定める衛星通信関連のルールにおいて、“Special Temporary Authorization (STA)”が手続きとして制定されている。

➤ シンガポール:

Inforcomm Development Authority (IDA)が公表している Guidelineにおいて、“temporary or occasional use of frequencies”の適用手続きが制定されている。

FCCにおける Special Temporary Authorization (STA)の概要

- 1) 適用対象無線局
地球局および人工衛星局（宇宙局）
- 2) 申請期限
無線局運用開始の3日より前（但し、正当な理由があればこの限りではない）
- 3) 審査基準
公共の利益となる緊急性により、個別に判断
- 4) 必要提出書類
STA申請書、無線局の技術特性
(地球局：アンテナ特性、電力等、宇宙局：コンタ、電力等)
- 5) 運用可能期間
180日間（+180日間の延長あり）
60日間
30日間
のいずれかを申請時に選択。

FCCにおけるSTA免許の実績



1978年以降、1万件以上の申請があり、ほとんどについて許可されている。

許可実績の例：

<地球局>

- 2003年12月：FCCが船上地球局(ESV)の規則を確定する前に、ある米国ESV事業者がMax. 10 systemの船上のVSAT systemとして申請し、許可を取得。
- 2004年4月：ハワイのteleport局からJCSAT-2A衛星を中継したAsia向けのC-band test送信の許可を取得。
- 2008年春：事件事中継のため、複数の日本の放送局がサイパンのFlyaway地球局からの送信許可を取得。

<宇宙局>

- 2005年5月：Intelsatがその602衛星を150.5Eに移動して運用する際に、本来の電気通信業務用の許可を得る前に、150.5EでのTT&C運用（宇宙運用業務用）のみを申請し、許可を取得。
- 2006年6月：Intelsatが85.15Eにおける709衛星の運用に関し、搭載されているが第1及び3地域では分配のない11.7-11.95 GHzの使用を「a immediate need for service for U.S. Government operations in the Middle East」として申請し、無線通信規則の第4.4条（他の無線局に有害な混信を与えない、他の無線局からの保護を求めない）を条件に許可を取得。

1. ② 新技術を迅速に導入可能とする電波利用 手続きの導入



- 日本では新技術であるが、海外では既に確立されている技術であれば、短期間で利用可能とする電波利用手続きの導入を希望する。
- 外国間の通信においては、新技術を使用したモデムの導入がいち早く計画されることがあるので、人工衛星局の無線局免許についても、短期間で新技術に対応できるようにしていただきたい。

(現状) 審査基準にない変調方式のモデムを導入する場合は、審査基準整備のための期間を要する。

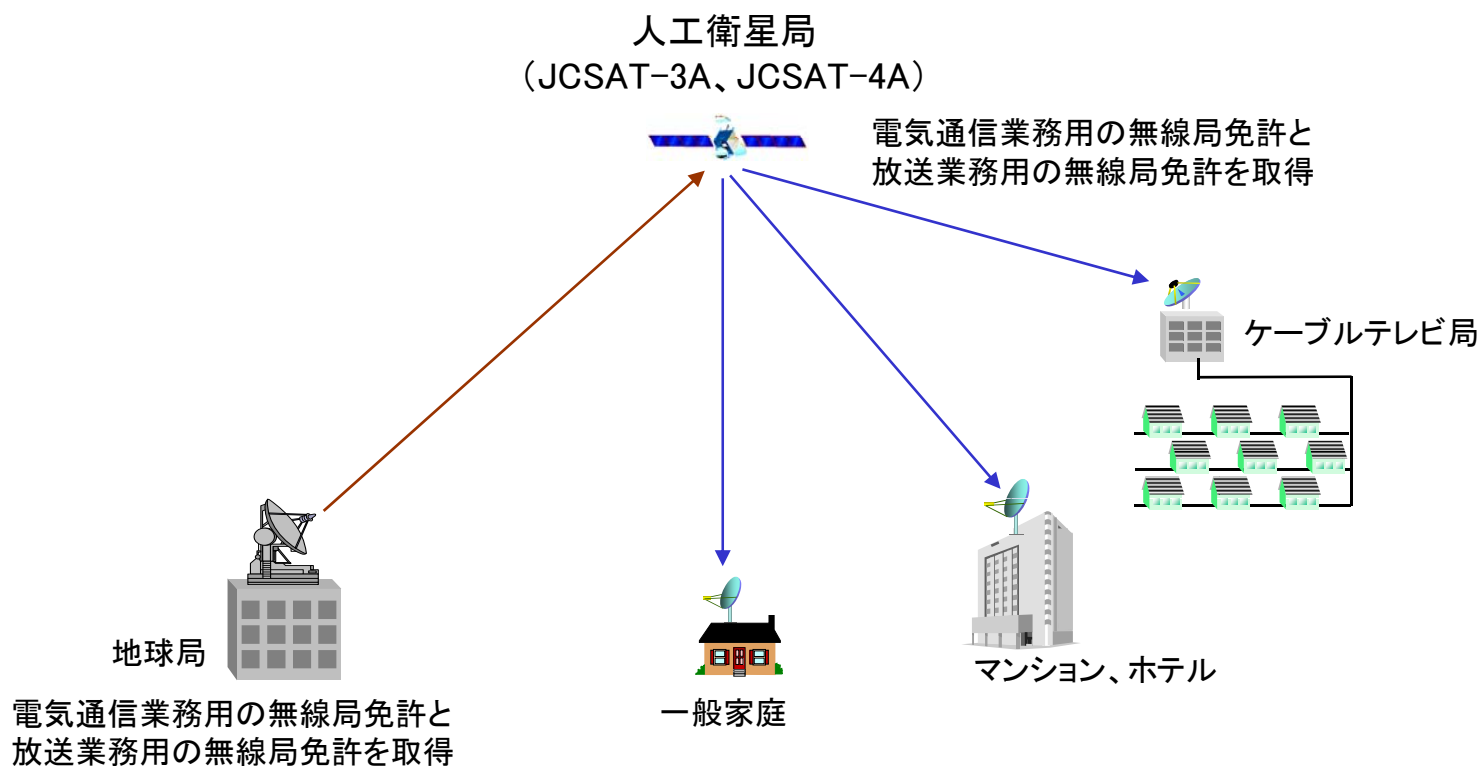
2. 衛星通信の柔軟性・機動性などを一層確保できる制度の導入

- 機動性のある運用
衛星通信の特徴として回線設定の柔軟性や機動性が上げられるが、例えば可搬地球局の設置場所によっては通信できる衛星が限られることがある。例えば一電気通信事業者の衛星については、自由に衛星を選択して通信できるような制度になると、柔軟性・機動性を一層確保できるようになる。
(現状) 新たな衛星追加、変更などがあると、全ての地球局について無線局免許の変更申請が必要となる。
- 柔軟性のある運用
変調方式などのフレキシブルな変更を可能とするためにモデムなどの無線装置を自由に交換して通信できるような制度になると、さらに柔軟性や機動性が確保できる。
(現状) 変更、交換の都度、無線局免許の変更申請が必要となる。
- 障害に対応した運用
予備系のない小規模な地球局で無線設備に障害が発生し、代替え設備に一時的に入れ替えて運用を行いたいとき、または修理が完了するまで他の地球局で一時的な運用を行いたいとき、対応できる制度になると、より信頼性が確保できる。
(現状) 無線局免許の変更申請が必要となり、許可を受けるまで運用できない。

3. 通信と放送の区分のない無線局免許の導入

- 通信と放送の両方の業務を行う同一の周波数帯/同一の電波型式の場合でも、無線局免許の通信と放送の区分がなくなれば、一つの無線局免許で両方の業務を行うことができ、電波利用手続きの簡素化が期待できる。

(現状) 同一の周波数帯/同一の電波型式でも、通信利用と放送利用が混在している場合は、人工衛星局及び地球局の各々において、電気通信業務用と放送業務用の2つの無線局免許が必要となる。



4. 受託放送業務と委託放送業務(電気通信業務と電気通信役務利用放送業務)の兼業

- 現在の制度では、受託放送業務と委託放送業務(或いは電気通信業務と電気通信役務利用放送業務)の兼業は認められていない。
- 受託放送業務と委託放送業務(或いは電気通信業務と電気通信役務利用放送業務)の兼業が可能になると、今後スカパーJSATグループとして、より効率的でフレキシブルな経営展開が可能になる。
是非、兼業が可能となるようにしていただきたい。

